

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號三第 卷五十五第

月九年七十和昭

## 論叢

北支の金納小作制度……………經濟學博士 八木芳之助

松方正義公の經濟政策論……………經濟學士 堀江保藏

支那證券市場の性格……………經濟學士 德永清行

呂祖謙の貨幣思想……………經濟學士 穗積文雄

## 研究

近世絹織業の市場構造……………經濟學士 堀江英一

支那に於ける開墾問題……………經濟學士 山崎武雄

## 說苑

中小工業と創造信用……………經濟學士 田杉競

## 附錄

彙報

# 經濟論叢

第五十五卷 第三號 (通稱第百四拾七號) 昭和十七年九月發行

## 論叢

### 北支の金納小作制度

——特に河北・山東・河南省の金制小作制度——

八木芳之助

支那に於ては金納小作制は錢租制と稱せられ、その小作料は一定額の貨幣を以て定められ、貨幣を以て納入される小作制にして、定額物租制(定額現物小作制)の轉化したものである。この錢租制の下では、小作人は小作料を生産物ではなく、貨幣を以て地主に支拂はねばならないから、定額物租が錢租に轉化する前提としては、小作人の生産物の一部が商品に轉化せられること、従つて小作人は商品生産者として、流通機權のうちに、即ち市場關係に織り込まれることを必要とする。併しこの場合、その小作經營が純企業小作制の如く企業化せず、主として自家勞働力に依存する零細小作農として存続する限り、たとへ定額物租が錢租に轉化したとしても、之を以て直

ちに資本主義的地代が成立したものと解するを得ない。即ち定額物租の單に轉化したに過ぎない錢租制の下では、小作人の取得する農業總收益は、その分配上、勞賃・資本利子・企業利潤・地代として明確に區分されるものではない。従つて地主と小作人との間の社會的・經濟的諸關係の如何によつて、斯かる錢租のうちには、理論上の地代のみならず、小作人の正當に取得し得べき利潤、また時としては勞賃の一部分をも包含することもあり得る。

この金納小作制は、支那を全體的に見れば、尙ほ局部的・局部的に行はれるに過ぎないが、併し徐々に發展しつつあることは、見逃がせない。然らば錢租は如何なる地域に最も多く普及してゐるか。一般の見解によれば、(1)錢租制は棉田・茶畑・桑園・煙草畑・果樹園・花園菜園・竹園等の如き商品生産化せる農業地帯に行はれる。(2)資本主義經濟の浸透したる地方、即ち大都市近郊に行はれる。(3)官地・旗地・蒙地の如き政府或は蒙族人の地産・廟産・寺田・學田・營地・祭田・祠産・堂田等の如き地方の公産、その他同族の族産にも錢租の例が多く見られる。それは此の種の特種なる土地所有形態としては、私有地の個人の地主と異つて、錢租として貨幣を以て納入される方が、物納よりも取扱上便宜だからである。(4)典田或は當田、即ち典又は當に附せられた土地にも錢租が行はれる。(5)更に不在地主の土地では、現物小作料の受納が地主・小作人雙方に不便なるため、金納とせられる事例が各處に見られる<sup>1)</sup>。

また金陵大學の調査にかゝる「河南・湖北・安徽・江西四省の小作制度」のうちでも、「錢租制の行はれる區域は餘り廣くない。即ち之が行はれる處にはまた其の特種原因が存する」として、左の如く之を分類してゐる。即ち(1)普通、上等の肥沃田地は一年中水害、旱魃の患なく、生産も豊富であるが、たゞ地主の住家との距離が遠過

1) 拙稿、支那の小作制度(經濟論叢、第五十卷、第二號)二三頁。天野元之助氏支那農業經濟論、上、四一〇頁以下參照

ざる場合、錢租制を採用すれば雙方便利である。(2) 下等の旱地(畑)或は傾斜地にありては毎年の收穫量を豫測し難いから、定額の錢租を納付して煩瑣を避ける。併しこの種の小作料率は甚だ低廉なるを常とする。(3) 地方の公産、例へば學校、救濟所等の所有する田地にありては、その計算を簡易ならしめ、また弊害を防ぐため、常に錢租制を採用する。(4) 蔬菜、果樹等は總て集約作物にして、その生産品の賣價は皆現金であるから、菜園、果樹園の納租も金納を以て便利とする。(5) その他不在地主、或は地主の家中に穀倉設備のなきものもまた金納小作料を便宜とするとしてゐる。

従つて支那に於て金納小作制の行はれる地帯としては、先づ第一に資本主義經濟の浸透せる大都市近郊、または棉・煙草・果樹・蔬菜等の如き商品化作物の栽培される經濟的に進歩發達せる地帯があげられる。第二にそれと反對に、收穫豊凶の安定しない劣等地にして、従つて農業技術の比較的遅れた農業地帯たることもあり得る。第三に金納小作は官地・旗地・學田・寺田等の如き特殊の所有地にも行はれ、更に第四に不在地主の所有地の多い地方にも行はれる。金納小作制を發生せしむべき斯かる地盤の差異は、金納小作制そのもの、本質、形態等にも何等かの影響を與へるであらう。従つて支那の金納小作制の研究に際しては、金納小作制の行はれる斯かる地盤を看過してはならない。

## 二

北支、特に河北・山東・河南の三省には如何なる形態の小作制度が行はれてゐるかといふに、舊實業部中央農業實驗所の「農情報告」によれば、河北省では錢租五二・三%、穀租(定額穀納小作)二一・六%、分租(分益小作)二六・一%であり、山東省では錢租三〇・四%、穀租三〇・五%、分租三九・一%であり、河南省では錢租一六・五%、穀

租三九・五%、分租四四・〇%となつてゐる。また土地委員會の「全國土地調査報告綱要」によれば、各種小作制のうち定額錢租制の占める割合は、河北省では六二・六%、山東省では二二・一%、河南省では八・八%となつてゐる。金納小作制は北支の旱田地帯に相當廣く普及してゐることが認められる。この小論では北支、特に河北・山東・河南省の金納小作制を研究の對象とし、この金納小作制の性格竝にその經濟的諸關係を吟味しようと思ふ。先づ茲では日本側(主として滿鐵)及び支那側の資料より、河北・山東・河南省の各地に於ける金納小作制の概況その所在地竝に之が資料を左に表示しよう。

第一表 河北・山東・河南省に於ける金納小作制の概況

所在地	金納小作制の概況	資料
河北省順義縣沙井村	本村の小作形態は八割まで定額錢納の前拂制である。期間は一年、口頭契約を通例とする。	滿鐵、北支經濟調査所、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第一號及び第三號)昭和十六年一月及び三月、未刊行(註)
河北省獲鹿縣第二區馬廠村	本村の小作形態は九割以上まで金納定額制にして、そのうち先納が八割、後納が二割を占めてゐる。小作料は一畝最高九圓、最低三・五圓、普通は六圓内外とす。	滿鐵、調査部、昭和十四年度農家經濟調査報告、獲鹿縣第二區馬廠村
河北省豐潤縣宣莊鎮米廠村	本村に於ける小作制には金納定額制が多い。近年棉作付面積の増大に伴ひ、益々増加の傾向にある。小作料は一畝最高一二・五圓、最低一・五圓、普通四圓内外である。	滿鐵調査部、昭和十三年度、農家經濟調査報告、豐潤縣宣莊鎮米廠村
河北省昌平縣阿蘇衛	本村の小作制度は金納小作にして前納が通例、期間は一年にして、契約は口頭、小作料は一畝當り上地二元内外、中地一・六乃至一・八元、下地一・二乃至一・四元とす。	冀東地區農村實態調査班、冀東地區内二十五箇村農村實態調査報告書(上)(昭和十一年七月)
河北省密雲縣小營村	本村の小作制は金納にして前納、期間は一年或は三年以内なるも、長く延長されることあり、口頭契約、小作料は大	同

3) 農情報告、第三卷第四期、民國二十四年四月、九〇頁  
 4) 土地委員會編、全國土地調査報告綱要、民國二十六年一月、四三頁  
 (註) . この質問應答は滿鐵調査員と支那農民との間のものである。

河北省平谷縣夏各庄・小辛寨・胡庄

河北省香河縣後延寺

河北省薊縣紀各莊

河北省遵化縣盧家寨

河北省玉田縣龍窩他六部落

河北省灤縣八里橋庄、雷家莊

河北省樂亭縣柏庄

河北省昌黎縣中兩山

體地價の一例、即ち一畝當り上地三・五元、中地二・八元、下地二元とす。

本村の小作制度は金納にして前納、期間は一年、口頭契約にして仲介人及び保證人を要せず、小作料は一畝當り夏各庄では上地五元、中地四元、下地三元、小辛寨では夫々三元、二・五元、二元、胡庄では夫々三元、二元、一元であり、小作權は何れも賣買せられることなし。

本村の小作制は金納にして前納、口頭契約、期間は一年なるも更新することあり、契約の際の紹介人が保證人を兼ねる。小作料は上地四元、中地二・五元、下地一元にして、地價の一部に當る。

本村の小作制には金納と分収とあり、金納には後納たる「先地後租」と前納たる「先租後地」との別がある。小作期間は一年更新することあり。

本村の小作制には物納定額、金納定額、分益の三種あるが數年前より金納が増加す。前納が多い。

本村の小作制は總て金納にして、前納、契約は口頭にして保證人、仲介人を要せず、小作期間は一年、棉栽培地の小作料は地價の五%、高粱栽培地の小作料は上地では地價の六%、中地では六・六%、下地では七・五%に當る。

本村の小作制は金納にして、秋期穀物賣却後、納付す。

本村の小作制には分益小作と金納小作とがある。金納は前納にして、契約は口頭、契約は年々之を更新す。小作料は一畝當り上地四元乃至四・五元、中地三・五元、下地二・五元乃至三元とす。

本村の小作制は金納前拂にして、口頭契約、仲介人、保證人を要せず、小作料は一畝上地二元、中地一・五元、下地一元とす。

同 右

同 右

同 右

同 右

同 右 (下)

同 右

同 右

同 右

河北省撫寧縣邸各庄、  
王各庄

河北省臨榆縣黑汀庄  
河北省定縣

山東省惠民縣第一區和  
平鄉孫家廟

山東省泰安縣

山東省青島特別市李村  
區西韓哥莊

山東省濰縣

本村の小作制には金納小作と分益小作の二種あるも、前者の方が稍多い。契約は口頭、仲介人、保證人を要せず、金納は前納が多い。後納の場合には一畝當り小作料を約二圓乃至二・五圓、慣行あり。小作料は一畝当り三圓、普通二圓乃至二・五圓、下地一・五圓である。

本村に於ても金納小作が多く、前納にして、契約は口頭、小作料は一畝當り普通二元とす。分益小作の三種が行はれる。本縣では物納小作、文書によるものと、口頭のものもあり、小作料は旱地では三年、井戸ある圃地では五年、小作料の地價に對する割合は五%乃至八%とす。

本村の小作制には分益小作と金納小作との二種あり、前者が七割強を占めるも、最近では金納小作が漸増しつつある。金納小作の期間は二年にして、更新をなす。小作料は一畝當り上地五元乃至六元、中地三元乃至五元、下地二元乃至三元とす。

本縣では物納小作が絶對多數を占め、金納小作は例外的に存在する程度である。金納小作では小作人より保證人一名以上を立て、之と連帶責任で、小作料額、納期、期限、延滞に對する處置等を契約す。小作期間は二年、更新す。

本村では金納小作が多く、九二件のうち八五件を占めてゐる。金納小作の大部分は前納であるが、半額前納、半額後納のものもある。契約期間は二年なるも、繼續小作される場合が多い。小作料は一畝當り一二、三圓、中地一〇圓、下地八圓とす。

本縣の小作制には金納小作と物納小作との二種あり、金納には前納と後納との別がある。小作契約は口頭にして、期限は二年なるも、引續き小作される場合が多い。

同 右

同 右

李景漢編、定縣社會概況調査  
(民國二十一年)

滿鐵調査課、北支農村概況調査  
報告(一)惠民縣第一區和平鄉孫家廟(昭和十四年九月)

滿鐵調査課、北支農村概況調査  
報告(二)泰安縣第一區下西隅鄉湯窪莊(昭和十五年一月)

滿鐵、北支事務局調査部、青島近郊に於ける農村實態調査報告(青島特別市李村區西韓哥莊)(昭和十四年三月)

滿鐵調査課、北支農村概況調査報告(三)濰縣第一區高家樓村(昭和十五年二月)

河南省彰德縣  
河南省信陽縣

本縣の棉作地帯及び蔬菜園には金納小作が見られる。契約は文書により、期間は一年又は三、四年である。小作料は一畝當り最高一四元、普通六元、最低四元である。  
本縣で行はれる金納小作制の小作料は、民國二十三年度に於て、一畝當り上地二・八元、中地一・七元、下地〇・九元である。

滿鐵調査課、北支農村概況調査報告、彰德縣第一區宋村及侯七里店(昭利十五年十月)  
前掲、豫鄂皖贛四省之租佃制度(民國二十五年六月)

以上掲げた河北・山東・河南省各地に於ける金納小作制を比較しつゝ、その性格並に之が經濟的諸關係を吟味しよう。

三

(一) 金納小作料の支拂形態 第一表に示す如く、河北・山東・河南省の各地で行はれる金納小作料の支拂形態は、定額前納(前拂)が多く、後納は比較的少ない。然らば何故に前納が多いかといふに、前掲「順義縣沙井村に於ける質問應答」では、「後拂ではいけないか」との質問に對し、一農民は「小作料がとれぬかも知れないから」と答へてゐる。思ふに同村では旱魃や水害のため屢々凶作が起るから、地主としては金納前拂を安全とするもので「昨年やうに大水害があるときは金納前納の方が間違はない」と答へてゐる。加之、金納前拂では凶作に際しても、小作料の減免が行はれない。即ち「一たん受取つた以上、作物が出来ないからと返してやることはない」から、地主は勢ひ金納前拂を欲することとなる。尙ほ河北省香河縣後延寺の調査でも、「しかも小作料前納制度なる關係上、凶作による損害はすべて小作人の負擔なり」と述べられてゐる通り、地主は金納前拂を有利とするものである。

5) 前掲、河北省順義縣沙井村、小作關係事項質問應答(第三號の一)六頁  
6) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作、(A第二號)二八八頁  
7) 同書、四二九頁  
8) 前掲、冀東地區内二十五箇村農村實感調査報告書、上、一六〇頁



順義縣沙井村では、小作制の八割までが金納であり、然かもその大部分は前納であるが、後納も若干ある。而して後納は、地主・小作「雙方の仲が良くして小作人が貧乏で前納する事が出来ない場合である。之を秋租といふ<sup>10)</sup>」と述べられて居り、また同村では「地主は餘り後納を許さない、紹介人は租地戸（小作人）は貧乏で前納が出来ないから、後納を許してくれ、その代りに少し租子（小作料）を高く納めるからといふ」述べられて居り、後納は前納に比し、一畝當り「一、二圓位高い<sup>11)</sup>」。また河北省撫寧縣邸各庄の調査でも、「租地に於ては播種前に前納する習慣で、後拂にする場合は一畝に付二〇錢位小作料を値上げするのが普通である<sup>12)</sup>」といはれてゐる。尙ほ青島特別市李村の調査では、大部分のものが小作料前納の契約をするが、全額を前納し得ないために、半額を前納し、残り半額を出來秋に支拂ふものが過半數を占めるやうになつたと述べられてゐる。地主が現金の必要に迫られて全額前納を要求する場合があるが、斯かる際には小作料を一、二圓位減ずるを普通とする。全額後拂は地主に餘裕のある場合、または親戚、知友等に小作せしめ、面子の關係から已むを得ず行つてゐるものもある<sup>13)</sup>。即ち金納小作の場合には、前納が普通であるが、幾分は後納も行はれてゐる。但しこの場合には小作料は前納に比して若干高いのが普通である。前納たると後期たるを問はず、小作料の全額が一時に支拂はれるものであり、數回に互つて分納される場合は極めて少ない<sup>14)</sup>。但し河北省遵化縣盧家寨では二期乃至數期に分納する例が幾分見られる。この場合には前納より利息だけ高價である。

(二) 金納小作料の高さ 金納小作には前納が多く、後述の如く小作期間も一ヶ年のものが多いから、その小作料は農産物價格の變動に伴つて、毎年變る場合が多い。即ち例へば河北省順義縣沙井村の小作人は、數年前から一小作地を賃借してゐるが、その毎畝小作料は、「第一年二元、第二年三元、第三年(本年)七元、來年は一四畝で

9) 殘りの二割は夥種たる分益小作である。10) 滿鐵北支經濟調査所、河北省順義縣沙井村、小作篇(第十一の一)昭和十七年五月、二〇頁。11) 同書三四頁。12) 前掲、冀東地區内二十五箇村農村實態調査報告書(下)、二九頁。13) 前掲、青島近郊に於ける農村實態調査報告、

百元、來年の小作料は九月二十日頃納入した<sup>15)</sup>と述べてゐる。併し錢租率、即ち小作料の地價に對する割合は如何かと云ふに、河北省・順義縣沙井村では一〇%弱であり、<sup>16)</sup>同省密雲縣小營村及び香河縣後延寺でも一〇%となつてゐる。従つて地主の土地投資に對する利廻りは、約一〇%に當る。この小作料は順義縣沙井村では收穫の五割弱に當つて居り、青島近郊の李村では約四割に當つてゐる。<sup>20)</sup>

小作料の高さは、同一村内でも、地味の肥瘠、灌溉の便否、住家よりの距離如何等々の事情によつて左右されるが、この點に關し順義縣沙井村に於ける質問應答では、「租子は土地の好、不好に依り差異はあるか」との間に對し「しかり」と答へられ、「租子の高い土地とはどんな土地か」との間に對しては、「旱魃でも、水害でも收穫の取れる土地である」と答へられてゐる、また他の一農民は「普通は租地戸（小作人）の家にその租地が近ければ、高くし、遠ければ安くする」と答へて居り、「もし、二支里離れて居たとすると、揚潤（地主の名）の二十六圓の好地の租子はいくら位か」との間に對し、「二十三圓位だ」と答へ、「もし、五支里離れてゐたとすると」との間に對しては、「十八圓位だ」と答へてゐる。更に特別な關係で小作料が低く定められる場合として、「地主が土地が多くて自分で耕せないで小作人が少い場合<sup>24)</sup>」があげられてゐる。尙ほ親類の間とか、同族間の場合には、他人同志の間よりも、小作料を幾分安くする慣行は行はれてゐない。尙ほ同村では小作人が小作料以外に、莖稈や鶏、豚、卵等を地主に呈上することは殆ど行はれない。

(三)小作料の納入時期及び納入方法 河北省順義縣沙井村では、小作契約は毎年舊九月末から十月初の間に結ばれる。約束が定まるも直ちに小作料を納めるものは少く、一般に其の日から後、數日中に納めるのが多く、晩くと舊十月十五日までに全額を納めるのが通例である。<sup>25)</sup>併し納期を舊九月末日とする場合も幾分ある。<sup>26)</sup>従つて小作

(註一) 順義縣沙井村では小作人が地主と仲がよく貧乏の場合、水害の翌年等には、稀には小作料の一部後納を許すことがある(河北省順義縣沙井村、小作爲(第十一號の二)、昭和十七年五月、一六一頁 14) 前掲、冀東地區内農村實態調查報告書、上、二八一頁 15) 前掲、順義縣沙井村に於ける

料は小作契約を結んだ日から、晚くとも半ヶ月以内に納めなければならぬ。従つて小作人が善良で、あらゆる手段を盡して小作料捻出に奔走したが、金の出来なかつた場合と雖も、地主は小作料の納期を延期したり又は減免することは無い。普通小作人は穀物を賣つて小作料を調達するが、借金をして之を調達する場合も無いではない。<sup>27)</sup>青島近郊李村では、「小作農は小麦、落花生等の僅かなものを販賣し、尙足りないものは勞賃を貯蓄しておいて調達し、又借金によつて小作料を納めてゐるわけだ」、「小作料支拂のための負債が固定化してゐるものすら見られる」有様である。

小作料の納入方法に關しては、順義縣沙井村では、地主の方から小作人の家へ取りに来ることもあるが、小作人の方から地主の家へ持參する場合が多い。<sup>28)</sup>地主は小作料を受取つても小作人に收據(領收書)を交付しないのが通例である。小作料後納の場合の納期は、陰曆九月乃至十月である。<sup>29)</sup>

(四)小作料の減免 旱魃、水害等で收穫が減收しても、金納小作料は一般に減免しないのが普通である。河北省順義縣沙井村では、小作料前納の場合には、地主は「一たん受取つた以上、作物が出来ないからと一部でも返してやることはない。」收穫皆無の際は、小作人は小作料や肥料等の經費を失ふのに、地主のみが例年通りの小作料收入を取得するのは餘りにも均衡がとれないやうに思はれる場合でも、地主は小作料の一部を返却することは無い。<sup>30)</sup>斯かる場合、小作人は「運が悪いのだし、地主に對しては何も言ふ事は出来ない」と諦めてゐる。併し凶作の際には、幾分安く小作せしめることがある。沙井村で四年前に大水害のあつた際に、小作人には「もう引續いて耕すだけの資本がない」ので、小作人の要求によつて、不好地(劣等地)の小作料(普通の年は一畝三、四圓)を一畝につき一、二圓減額した例がある。併し良い土地は高い所にあり、餘り損害を受けなかつたので減額をしな

問應答、小作(A第二號)二七〇頁 16) 同書、四四三頁によれば、同村では上地1畝の價格は200元、その小作料は18元乃至20元であり、下地1畝の價格は60元、その小作料は5元であると言はれてゐる。17) 前掲、冀東地區内二十五箇村農村實態調査報告書、上、七七頁 18) 同書、一六〇頁

つた。<sup>34)</sup> 大洪水や旱魃の年には收穫が殆ど皆無となり、小作料を前納することは小作人にとりて不可能であるからその翌年は夥種（分益小作）にして、收穫後生産物を地主と折半する方法を選ぶこともある。これ「凶年の翌年に夥種が多くなる」と云はれる所以である。小作料後納の場合にも減免はなされないものと思はれるが、この點に關する資料がない。

青島近郊の李村に於ても、不作に際しては、小作料を減免すること殆どなく、自然的災害又は農産物價格變動の危険は殆ど全部小作人が負擔することとなるから、小作條件は決して有利なものでなく「自由な契約關係のみと見ることは出来ない」とされてゐる。<sup>36)</sup> かくて小作人は一應小作企業の危険負擔者となつてゐるが、それは寧ろ反つて地主に對する小作人の地位の薄弱なことを示すものであらう。

(五) 小作料滞納に對する處置 河北省順義縣沙井村では、小作料前納の際に、小作人がその一部を納めて、殘額を支拂はないときは、地主は如何なる處置をとるかといふに、「十月十五日を過ぎると金も小作地も地主が回收する」。<sup>37)</sup> 即ち既納の小作料を沒收すると共に、小作地を取戻す。この場合、(1)未納の殘額を小作人の借金として處理したり、(2)紹介人や小作人の親戚または同族より取り上げたり、(3)小作人の家財道具や家畜を沒收したり、(4)小作人の家族員を奴婢にしたりするやうなことはない。また本村では小作料不納に關し打官司（訴へる）することもない。併し小作人が小作料の一部を納め、既に作物を作つてゐて、殘額を支拂はない場合に、地主は如何なる處置を採るかといふに、地主は一應「小作料支拂の期限を延長する」が、小作人がどうしても小作料を拂はず、またその額が多いときは縣へ訴へる。併し土地を作物と共に、地主が取上げるとは、小作人が小作料の一部を納めてゐるから、「不可」と考へられてゐる。<sup>38)</sup> かゝる際には便宜的解決策として、「地主・小作人相談して夥種

19) 前掲、順義縣沙井村、農村金融及取引に關する質問應答(第七號)下、五九頁より概算。  
 20) 前掲、青島近郊に於ける農村實態調査報告、三〇頁。  
 21) 前掲、河北省順義縣沙井村、小作篇(第十一號の一)二四頁。  
 22) 同書、第十一號の二、九六頁。  
 23) 同書、九七頁。  
 24) 同書、第十一號の一。

(分益小作)とし、<sup>39)</sup>その收穫物を折半する方法を探ることもある。

(六)小作契約の方式 河北省順義縣沙井村では金納小作契約を結ぶ場合には契約書を作らず、口頭によるを通例とする。それは前納でも後納でも同様である。<sup>40)</sup>何故契約書を作らないかの理由として、「小作料前拂制だから金さへ拂ひが濟めば地主と小作人間に紛議が生じないから」<sup>41)</sup>とか、「それは契約が一年一年であるから」<sup>42)</sup>とか、また「この村の習慣では一年毎に改めて相談しなほすから契約書を立てると、反つて不便だ」<sup>43)</sup>とかと答へられてゐる。

沙井村では本村人が他村内に所有する土地を他村人に貸す場合でも、「紹介人があるから」との理由で契約書を立てない。たとへ訴訟が起つても「紹介人の言が物を言ふ」<sup>44)</sup>と云はれてゐる。第一表に掲げた河北・山東各地の金納小作も一般に口頭契約である。併し河南省彰德縣の棉作地帯に行はれる金納小作は殆ど總て文書契約である。<sup>45)</sup>

(七)紹介人と保証人 河北省順義縣沙井村では、小作契約を結ぶ際に紹介人のあるのが普通である。紹介人は普通小作人の依頼をうけて、地主を訪問し、概して一、二回地主・小作人間を斡旋して話を決め、遅くとも九月中旬に契約が成立する。<sup>46)</sup>この場合、紹介人は小作料や賃借する面積をとり決める。<sup>47)</sup>地主・小作人が知合のときは、小作人が直接申込をなすこともあるが、兩者が互に全く知らないときは必ず紹介人を立てる。<sup>48)</sup>併し兩者が知人、朋友または親戚の間柄でも、小作料が安くなる<sup>49)</sup>とか、「話を早くはつきり決める爲」<sup>50)</sup>とか、「小作料を安くして借りられるから」<sup>51)</sup>とかの理由で紹介人を立てる場合もある。第一年目の小作期間が終り、第二年目の契約更新の際には「別な人に頼んではいけないので」、「やはり前の紹介人に頼まねばいけない」<sup>52)</sup>ことゝなつてゐる。また紹介人のあるときは小作人が直接地主に小作料を持つて行くことは、紹介人の「面子上不可」<sup>53)</sup>とされてゐる。紹介人に對しては、地主・小作人雙方から、概して謝禮をせず、従つて収入にならないから之を專業とする者はない。<sup>54)</sup>

25) 前掲、順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
26) 前掲、順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
27) 前掲、青島近郊に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
28) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
29) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
30) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
31) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
32) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
33) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
34) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
35) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
36) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
37) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
38) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
39) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
40) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
41) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
42) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
43) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
44) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
45) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
46) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
47) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
48) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
49) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
50) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
51) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
52) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
53) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁  
54) 前掲、河北省順義縣沙井村に於ける農村實地調査報告、三〇頁

紹介人の責任に關しては「紹介人は保人だ」<sup>50)</sup>と答へられてゐる簡處もあるが、紹介人は滞納の場合、小作人に催促するに過ぎず、紹介人が代つて納めることはない。地主も「紹介人に負擔さして拂はせることはない」<sup>50)</sup>。どうしても小作人が納められない場合でも、「代つて納める事はない」<sup>51)</sup>から、紹介人は保證人ではない。尙ほ本村では紹介人の外に、保證人を立てることはない。それは「小作料は前拂だから保證人を要しない」<sup>50)</sup>との理由によるものである。

第一表に示した河北省各地の金納小作制では紹介人や保證人を要しないものが多いが、併し香河縣後延寺では紹介人を必要とし、紹介人が保證人を兼ねるのを普通とする。<sup>52)</sup> 山東省泰安縣でも金納小作には保證人一名以上を必要とする。<sup>53)</sup>

(八)手附金(定錢)又は小作敷金(押租) 河北省順義縣沙井村では、小作契約に際し地主に定錢を支拂ふことは、あるにはあるが、實際には餘り行はれない。定錢を支拂つた場合には、その金額だけ差引いて、小作料を納入する。<sup>61)</sup> 同村では「小作人が租地し度い場合、地主が小作をさせると言つた時、では別の人に小作させない様にして下さうとつて、渡す金を定錢と云ふ」<sup>62)</sup>てゐる。従つて定錢を受取つた以上、「後から申込者がよけい租子を出しても地主は貸す譯には行かない」<sup>63)</sup>こととなる。小作人が定錢を拂つても、所定の期日まで小作料を納めないときは、地主は契約を解除し、定錢は地主の收入となる。小作人が定錢を拂つた後、正式の約束をする時になつて、小作人の事情で小作の出來なくなつた時、定錢を拂つた小作人が他の小作人を探して來れば、定錢は返して貰へることがある。<sup>64)</sup> 同村では近年、小作することが困難となつたから、「小作人の方から定錢を拂ふのを希望するのが多くなつた」<sup>65)</sup>と云はれてゐる。同村では小作敷金である「厩租錢」、「押租錢」、「頂首錢」は昔も今も行はれて

井村、小作篇(第十一號の一)二九頁  
 質問應答(A第二號)一四三頁  
 (第十一號の一)三六頁  
 作(A第二號)四二九頁

30) 前掲、順義縣沙井村に於ける  
 前掲、河北省順義縣沙井村、小作篇  
 順義縣沙井村に於ける質問應答、小一  
 32) 前掲、  
 33) 前掲、河北省順義縣沙井村、

をなす。<sup>66)</sup>

(九)小作期間

河北省順義縣沙井村では小作期間は普通一年である。同村で三、四年引續いて同一地を小作するものもあるが、それは毎年相談し、契約を更新したのによるものであり、最初から小作期間を數年と限つて約束するものはない。<sup>67)</sup> 何故に小作期間が一年となつてゐるかに關しては「一年一回相談するのがどちらも利益だ、小作人の方では、來年力がなくなつたら來年止められるが、長いと止める譯に行かない、地主の方では物價が高くなつて行くし、二、三年のを約束すると、小作料をよけい納めさせる事が出來ない、一年毎の場合は勝手に小作料を増す事が出來る」と言はれてゐる。<sup>68)</sup> 併し同村では三、四年引續いて同一地を小作するものが多い。その理由は、小作人としては「毎年續いた方が肥料のやり方や、耕作の仕方も努力するが、一年の場合は熱心でないし大した收穫は出來ない」點にある。反對に地主の側では「一年一回取り代へる方が利益だ、その原因は、小作させる時には小作者が多く來るし、その一番多い者に小作させるから、地主の方では租子をよけい取れる様になる」から、一年を希望する。即ち地主としては續いて小作さすと、「雙方の交情が深くなるし、高くすると面子の關係で工合が悪いから」である。<sup>69)</sup> そこで小作人として、成るべく小作を永く續ける方法は、「他よりも早く小作料を納め」、「土地を可愛がり肥料を多く使ふこと」、要するに地主の信用を得るにある」と考へてゐる。

小作人が契約の更新を希望するときは、舊八月頃なるべく早く地主にその旨を申込み、正式に小作契約を締結する必要がある。<sup>70)</sup> 何故なれば「大體契約が一年であるから、その年の收穫が終れば契約は終了した事になり雙方とも責任も義務もなくなる」し、また近來は端率又は端傘と稱して、高い小作料を以て小作地を横取りする者もあるからである。<sup>71)</sup>

34) 同書、三三頁  
 35) 前掲、順義縣沙井村に於ける  
 36) 前掲、青島近郊に於ける農  
 37) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小  
 38) 前掲、河北省順義縣沙井村、小作關係事項  
 號の一)三一頁、小作(A第二號)四三九頁  
 村質問應答、三〇頁  
 作(A第二號)四五二頁

第一表に示す如く、河北・山東・河南各地の金納小作の期間も一年のものが多い。青島郊外の李村では、二年三作の關係上、小作期間は普通二ヶ年となつてゐるが、實際には數年または十年以上も繼續してゐるものが相當見られる。<sup>73)</sup>

(十) 小作地の作物栽培に對する地主の干渉、地主よりの農具、役畜、肥料等の提供 先づ金納小作の際に地主が小作地の作物栽培について干渉することがあるか否かを検討しよう。河北省順義縣沙井村では、地主が小作人に對し、作物や畑の手入等につき指圖することは全然ない。<sup>74)</sup> 小作地へはどんな作物を作つても構はない。併し小作期間が一年の際には「二年生、三年生の作物を作つてはいけない」と言はれてゐる。小作地の作物について、特に小作人が地主と取り決めたり、又は地主が一方的に決めたりすることは、「一般の小作料前納の場合には殆どない」。但し夥種(分益小作)の場合には行はれる。また小作人は地主に黙つて、壘(うね)の幅を變更したり、また單壘を對壘にすることも自由である。<sup>75)</sup> 河北省昌平縣阿蘇衛でも地主は小作經營の指圖を一切しない慣例となつてゐる。<sup>76)</sup>

次に金納小作制にありては、地主は土地の外に農具、役畜、肥料等を提供することがあるか否かを吟味しよう。順義縣沙井村では地主が小作地以外に、場、房子、院子、井戸、馬料地等を小作人に貸すことがあるかといふに、それは「なし」と答へられてゐる。小作人は自作農に較らべて大農具や役畜等のない家が多いが、「右のない小作人が小作の初に之が借用方につき地主に相談することはないか」といふに、「殆んどない、土地だけ借りる。但し必要の時は借りることがあるが、一年中借りることはない、極めて短期」と答へて居り、また地主は「一日位なら貸す」とも答へてゐる。種子については「小作人は概して自家に保有して他より借りない、借りても懇

質問應答、(第三號の一)一八頁 39) 同書、二〇頁  
 40) 前掲、順義縣沙井村、小作關係事項質問應答(第三號の一)三頁  
 41) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)三九五頁  
 42) 前掲、河北省順義縣沙井村、小作篇(第十一號の一)四頁 43) 同書、七頁



意な家から借りる」<sup>79)</sup>といはれてゐる。斯かる質問應答よりして、同村の金納小作制では地主は土地だけ貸す場合が多いやうに思はれる。河北省平谷縣小辛寨では、小作料は金納前拂制であるが、地主は小作人に住居、農具、種子、農業資金等を貸與することはない。<sup>80)</sup>同省香河縣後延寺に於ても、金納前拂制であるが、小作人が地主より家屋、種子、食糧、耕作資金を借用することは殆どない。たとへ農具及び家畜を借用することがあつても、農具に對しては料金を拂はない。本部落の貧農は家畜を飼養する能力を有せず、また農具も大農具は殆ど所有しない。彼等はすべて親戚、知己より借用して用を済してゐるが、この場合、農具、家畜に對しては借料を支拂ふことなく、家畜に對しては飼料を負擔するのみである。<sup>81)</sup>また同省昌黎縣中兩山では地主は小作人に對し、家屋または役畜を貸與することがある。<sup>82)</sup>

**(十一) 小作權** 河北省順義縣沙井村では小作期間は一年であるが、小作契約が成立した以上、地主は秋の收穫迄は小作人を變更し得ない。それは「小作料が前拂で、地主は一年中の小作料を取つて居るから」である。地主が既收小作料に利子、經費をつけて返せば、小作人を取換へ得るかといふに、それは實際には行はれない。何故なれば斯かることをすれば「小作人や紹介人の面子がなくなる」からである。小作の約束が定つた以上、地主は小作料を引上げたり、收穫物の一部を要求したりすることは出来ない。小作人が小作地に何も作らず放任して置くことは、實際にはないが、假令あるにしても、地主は干渉しない。と云ふのは地主は小作料の前拂をうけて居り餘り迷惑を感じないからである。但し夥種(分益小作)の場合には、刈取り後、收穫物を折半するのであるから、斯かる際には小作人と接渉して耕やさせるやうにする。<sup>83)</sup>

順義縣沙井村では普通土地の賣買は九月、十月の頃が多い。それは「作物がないから賣る」<sup>84)</sup>のである。併し小

44) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)三九六頁  
 45) 前掲、北支農村概況調査報告、七五頁 46) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)三九九頁  
 47) 同書、四〇一頁  
 48) 同書、三九七頁 49) 同書、一六八頁 50) 前掲、順義縣沙井村、

作期間中に地主が土地を賣ることも幾分ある。この場合には、「小作人に通知しなくてもよい、然し買主には小作させてゐることを通知しなければならぬ」<sup>85)</sup>。この場合、「小作人が買ひ度いと謂つても、之に賣らねばならぬ」<sup>86)</sup>ことは無い。従つて小作人は小作地の先買權を有しない。

小作期間中に地主が土地を賣つた場合に、直ちに土地を取り上げ得るか否かゞ問題となる、(1)先づ第一に小作人が未だ播種、耕作してゐない場合から考察しよう。ある農民は斯かる際には、「地主が既納小作料を小作人に返還し、小作人は土地を買主に引渡すのが普通」<sup>87)</sup>であると答へてゐる。この回答にして誤がないならば、小作人が未だ播種耕作に着手しない場合には、賣主たる舊地主が小作人に既納小作料を返還すれば、買主たる新地主は小作人から土地を取戻し得ることとなる。(2)小作人が既に播種、耕作してゐる時は如何かと云ふに、この場合には賣主たる地主は、租地戸(小作人)に通知して「土地の持主は代つた、用があれば、そこへ行け」<sup>88)</sup>といひ、既納の小作料を新地主に渡す。この場合地主が種子代、肥料代その他を小作人に拂つて、土地を取返して賣ることはない。また買主も收穫が終るまで小作地を取戻し得ない。之が普通の慣行である。然るに一農民は斯かる場合には「小作人の立場は認めて、小作料を拂戻し、買主と小作人が夥種する」<sup>90)</sup>とも答へてゐる。この場合には新買主が元の小作人に其の買地を分益小作せしめるもので、やはり收穫終了まで小作地を取戻さないものである。何れにしても、小作人が既に播種、耕作に着手した以上、その收穫が終るまで、地主もまた買主も小作地を取戻し得ないものである。山東省惠民縣孫家廟でも地主が第三者に土地を譲渡した場合には、契約期限内に於ては新地主との間に従前通りの小作契約を繼續するのを慣例とする。<sup>91)</sup>

地主は小作期間中に金に困れば小作地を出典<sup>92)</sup>することが出来る。出典に於ても、(1)小作人が未だ播種、耕作に着手してゐないときは、地主は既納の小作料に利子を付して小作人に返還し、土地を典主に引渡す。かくて典主

於村井沙縣義順 前揚、順義縣沙井村に於ける質問應答  
 51) 前揚、順義縣沙井村に於ける質問應答  
 52) 河北省順義縣沙井村、小作人から地主に土地を賣つた場合に、直ちに土地を取り上げ得るか否かゞ問題となる、(1)先づ第一に小作人が未だ播種、耕作してゐない場合から考察しよう。ある農民は斯かる際には、「地主が既納小作料を小作人に返還し、小作人は土地を買主に引渡すのが普通」<sup>87)</sup>であると答へてゐる。この回答にして誤がないならば、小作人が未だ播種耕作に着手しない場合には、賣主たる舊地主が小作人に既納小作料を返還すれば、買主たる新地主は小作人から土地を取戻し得ることとなる。(2)小作人が既に播種、耕作してゐる時は如何かと云ふに、この場合には賣主たる地主は、租地戸(小作人)に通知して「土地の持主は代つた、用があれば、そこへ行け」<sup>88)</sup>といひ、既納の小作料を新地主に渡す。この場合地主が種子代、肥料代その他を小作人に拂つて、土地を取返して賣ることはない。また買主も收穫が終るまで小作地を取戻し得ない。之が普通の慣行である。然るに一農民は斯かる場合には「小作人の立場は認めて、小作料を拂戻し、買主と小作人が夥種する」<sup>90)</sup>とも答へてゐる。この場合には新買主が元の小作人に其の買地を分益小作せしめるもので、やはり收穫終了まで小作地を取戻さないものである。何れにしても、小作人が既に播種、耕作に着手した以上、その收穫が終るまで、地主もまた買主も小作地を取戻し得ないものである。山東省惠民縣孫家廟でも地主が第三者に土地を譲渡した場合には、契約期限内に於ては新地主との間に従前通りの小作契約を繼續するのを慣例とする。<sup>91)</sup>

が自耕することとなる。(2)然るに小作人が既に播種、耕作に着手したときは如何かといふに、この場合には、賣却の場合と同様に、收穫の終るまで地主に於ても、典主に於ても小作地を引戻し得ないのである。<sup>93)</sup>小作人が播種耕作に着手した以上、典契約を結んでも典主は土地を取戻し得ないから、典の實効果を収めることが出来ない。従つて一般的に播種、施肥後は、出典は行はれないこととなつてゐる。<sup>94)</sup>小作人が既に播種、耕作に着手した後に出典する事例が實際にあるか否かは、更に吟味する必要があるが、一農民は斯かる際には「地主は前の様に小作料を返へすが、土地は取り上げない。典主と小作人が相談して夥種し、概して半々を分け合ふ、又典主は地主より既納の小作料を受領し、其の年は小作人に耕させ、翌年から典主自耕す」と答へてゐる。即ち典主が小作人と夥種する場合と雖も、従前の金納小作を分益小作に變更するに過ぎず、播種、耕作着手後は出典によつて小作人は小作地を取上げられることはない。

地主から土地を借つた小作人が自身で耕さず、その土地を他人に轉小作(轉租)することは、順義縣沙井村では幾分行はれてゐる。轉小作をするには地主の諒解を得る必要はない。轉小作料は原小作料より高い場合もあるが、「比較的高い小作料で借りた者が其の土地を持って餘し、同族又は親しき者に轉貸するとき」は、兩小作料は同額であり、また「小作人が地主と親しい人に一度安く借りて貰ひ、夫から同額で貸して貰ふ場合」もある。而してこの轉小作料は原小作人に納めるのが普通である。<sup>97)</sup>轉小作をして、小作料を納めた以上、地主は土地を取上げることが出来ない。併し地主は翌年は其の土地を取上げ、他の人に貸すこととするのが多い。<sup>98)</sup>轉小作をして地主から嫌はれることはないかとの質問に對し、一小作人は「なし、小作料は前納だから」と答へてゐるが、他の小作人は「小作地は小作人が耕すのが本當で、轉貸せば地主に對して誠意がないこととなり、失禮だ」、従つて轉小作は「本當は不可だ」<sup>100)</sup>と答へてゐる。轉小作は地主に知れないやうに、こつそりするものであり、たとへ地

56) 同書、四一六頁 57) 河北省順義縣沙井村、小作篇(第十一號の一)三六頁  
 58) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)一六七頁、三九八頁  
 59) 前掲、冀東地區內二十五箇村農村實態調查報告書、上、  
 60) 前掲、北支農村概況調查報告(二)三一頁

主が之を知つても之を認めるのは、小作料は既にとつて居り、その一年だけ轉小作を許すに過ぎないからである。而して轉小作は昔に較べて「今は少くなつてゐる。理に合はないから」<sup>101)</sup>とも答へられてゐる。従つて同村で轉小作が行はれるにしても、村民は之を充分に理に合つたものとは考へてゐないやうである。この轉小作は金納前拂小作の場合に許されるが、分益小作では收穫を折半するので「別の人が耕し出すと困る」<sup>102)</sup>から、轉小作は之を認めないことゝなつてゐる。

#### 四

以上によつて河北・山東・河南省各地に於ける金納小作制について述べた。この金納小作制の傾向について見るに、山東省惠民縣孫家廟では、従前は物納分益制が多かつたが、近年は金納定額小作が漸増しつゝある。それは凶作が頻發する本村では、その損失を一方的に小作人に負擔せしめる金納定額制の方が、物納分益制に比して地主側に有利なるによるが、同時にそれは甘藷の如き商品化作物の栽培が増加したこともよる。<sup>103)</sup>青島近郊李村でも三十年前から金納小作が増加してゐる。農民はこの原因を、小作料として納入する現物の品質低下と地主が現金を必要とする點に歸してゐる。併しそれは貨幣經濟が浸潤した同村に於て、地主側に於て租税公課、生活費等に現金支出が増大した爲に促された當然の歸結であるが、<sup>104)</sup>また同時に小麥や落花生の如き商品化作物栽培の増加したことによる。<sup>105)</sup>河北省豐潤縣宣莊鎮米廠村でも近年商品作物たる棉の作付面積の増大に伴ひ、金納小作が愈々増加してゐる。河北省順義縣沙井村では、現在、八割迄が金納小作で、二割が分益小作である。同村に金納小作制の多いのは、旗地の多かつたのにもよるものである。併し、これは同村へ貨幣經濟が浸透したのにもよるものである。尙ほ作柄の豊凶如何によつて、金納小作は分益小作に、また分益小作は金納小作に變化する。即ち

61) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)四一五頁  
 62) 河北省順義縣沙井村、小作篇(第十一號の一)二八頁 63) 同上(第十一號の二)七五頁 64) 同書、七五頁 65) 同書、七六頁  
 66) 順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)四一三頁

凶年の翌年には分益小作が増加する。また最近では穀價が年々騰貴するが、金納前拂制では小作料は前年の穀價を標準に決定せられるから、翌年は穀價は必ず二倍にも數倍にもなるので、地主としては穀納後拂の方が有利であり、従つて金納小作が現物小作化する傾向も認められる。併し屢々大水害のある同村では、地主は金納前拂を以て安全と考へてゐるから、之によつて現物小作化の傾向が阻止される。従つて北支では、貨幣經濟の浸透に伴ふ農業の商品生産化、農産物價格の騰落、作柄の豊凶如何等の諸事情が、或は金納小作制を促進し、或は之を阻止してゐる。

北支の金納小作制は多くは口頭契約であり、期間も一年のものが多し。また小作地は播種、耕作着手後は地主より取上げられないが、併し斯かる小作權の保障は一年限りのものであり、假令それが引續き更新されるにしても主として地主の恩恵によるものである。従つて小作人の地位は不安定なるを免れない。これ北支小作制度の改善が痛感せられる所以である。

- 67) 但し開荒地の場合には二、三年のものがある、前掲、河北省順義縣沙井村、小作篇(第十一號の一)七頁 68) 同書、八頁 69) 同書、三七頁、三八頁
- 70) 河北省順義縣沙井村、小作關係事項質問應答(第三號の三)二四頁
- 71) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)四二頁
- 72) 河北省順義縣沙井村、小作關係事項質問應答(第三號の一)二二頁、六四頁
- 73) 前掲、青島近郊に於ける農村實態調查報告、二九頁 74) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)二一頁 75) 前掲、順義縣沙井村、小作關係事項質問應答(第三號の一)六頁 76) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)三六八頁 77) 前掲、冀東地區内二十五箇村農村實態調查報告書、上、一〇頁 78) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)四五八頁 79) 同書、四五九頁
- 80) 前掲、冀東地區内二十五箇村農村實態調查報告書、上、一二八頁 81) 同書、六一頁 82) 同書、下、二七五頁 83) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)四〇七頁、(84) 前掲、河北省順義縣沙井村、土地の買賣(第二號)一〇頁 85) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)四二二頁 86) 同書、四二二頁 87) 同書、四二二頁 88) 同書、四二二頁 89) 前掲、河北省順義縣沙井村、小作篇(第十一號の一)四八頁、四九頁 90) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)四二二頁 91) 前掲、北支農村概況調查報告(一)一三〇頁
- 92) 典といふのは、金錢の貸借の場合、借主がその所有地の占有を貸主に移し、後者をして使用収益せしめ、その代りに貸主に對し利息を支拂はないもので借主は一定期間後、借金を返却して土地を回贖するものである。この貸主を典主と呼ぶ。 93) 同書、四二〇頁 94) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答(A第一號)七九頁 95) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)四二一頁 96) 同書、四一八頁、四一九頁
- 97) 前掲、河北省順義縣沙井村、小作篇(第十一號の一)五一頁 98) 前掲、河北省順義縣沙井村、小作篇(第十一號の二)八一頁 99) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)四一八頁 100) 前掲、河北省順義縣沙井村小作關係事項質問應答(第三號)一六頁 101) 前掲、河北省順義縣沙井村、小作篇(第十一號の二)八二頁 102) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)四一八頁、103) 前掲、北支農村概況調查報告(一)、一二九頁 104) 前掲、青島近郊に於ける農村實態調查報告、二九頁 105) 前掲、昭和十三年度農家經濟調查報告、八二頁
- 106) 前掲、順義縣沙井村に於ける質問應答、小作(A第二號)二八八頁